

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局
医務薬務課看護政策担当課長

令和4年度（令和3年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材
確保事業費補助金について

日頃から、本道の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年5月24日付け厚生労働省発医政0524第6号で厚生労働事務次官から通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、「令和4年度（令和3年度から繰越分）新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金交付要綱」3（6）にある「小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業」の活用を希望される場合は、次のとおり期限までに関係書類の提出をお願いいたします。

記

1 交付申請書の提出を依頼する事業

小学校の臨時休校等に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業（交付要綱3（6））

2 提出様式

- (1) 第1号様式（交付申請書）
- (2) 別紙1（所要額調書）
- (3) 別紙2（事業計画書）
- (4) 別紙2-2 基準額算出調書
- (5) 収入支出予算書抄本

※上記様式は、医務薬務課看護政策係のホームページからダウンロードしてください。

(URL) <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/rinjikyuu kou.html>

3 提出方法

電子メールにより、北海道保健福祉部医務薬務課看護政策係へ提出してください。

なお、提出した場合は、担当あてにその旨、連絡するようお願いいたします。

【Mail アドレス】 kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp

4 提出期限

令和4年（2022年）6月15日（水）【厳守】

5 留意事項

- (1) 当該事業は、国の直接補助事業です。
- (2) 事業対象は、既存の病院内保育所において、学童保育の受け入れを追加的に行う場合や、病院内保育所以外のスペースを活用して新たに学童保育の受け入れを行う場合等であり、その設備及び運営については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の規定に基づくこと。

医務薬務課看護政策係 担当：清水 TEL：011-204-5251
